

東京あだち校舎学生団体部室使用規則

(目的)

第1条 学生団体部室(以下、本施設)は、学生の課外活動助成のための施設であって、大学が必要性を認めた学生団体に使用を許可する。

(使用申請)

第2条 本施設の使用を希望する学生団体は、学生委員長の許可を受けなければならない。

2 前項の使用の希望は、学友会総務部が取りまとめ、学生委員長に報告する。

(継続)

第3条 本施設を継続して使用することを希望する学生団体は、毎年5月末日までに、学生団体継続届に添えて、部室継続使用願を学友会総務部に提出し、学生委員長に報告する。ただし、特別な理由がある場合には、年度の途中からの利用を認めることがある。

(取消)

第4条 大学運営上必要な場合又は使用されることが不適当な場合、学生委員長はその許可を取り消すことがある。

(管理責任)

第5条 本施設の管理運営の責任者は学生委員長があたり、各部室は、部の責任において管理し、部の責任者があたる。

(施錠)

第6条 鍵は正門警備室において保管し、使用時間以外は厳重に施錠する。

(使用時間)

第7条 使用時間は原則として7時から21時とする。

2 やむを得ず上記時間外に使用する場合は、あらかじめ学生委員長の許可を得なければならない。

3 部室での宿泊は禁止する。

(施設、設備等)

第8条 施設、設備などの破損修理は、不可抗力によるもの以外は部の責任において行う。

(火気)

第9条 火気の使用は禁止する。

(清掃)

第10条 本施設は、整理整頓に努めなければならない。

(学外者の立ち入り)

第11条 本施設へ学外者が立ち入る場合は、あらかじめ学生委員長の許可を得なければならない。

(改廃)

第12条 本規則の改廃は、学生委員会の議による。

附則

本規則は、令和3年4月1日より施行する。